

第1回定例会

(会期：令和3年2月10日～3月18日)

議決した案件

議案の内訳

- 条例案…19件 ● 予算案…31件 ● 同意案…4件 ● 諮問…5件
- その他…16件 ● 委員会提出議案…5件 ● 議長発議…1件
- (● 全会一致可決…73件 ● 賛成多数可決…8件)

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号	会派名 議員名	創生会					清新の会					創志会				公明党				令和会				市民クラブ		政友会		日本共産党	真政倶楽部	広友会
		片山 貴志	岩崎 和仁	坪井 浩一	加藤 祥一	鈴木 利宏	貞岩 敬	北林 光昭	重森佳代子	乗越 耕司	池田 隆興	岡田 育三	大道 博夫	玉川 雅彦	奥谷 求	坂元百合子	加根 佳基	竹川 秀明	鈴木 英士	牛尾 容子	田坂 武文	景山 浩	中川 修	石原 賢治	重光 秋治	山下 守	牧尾 良二	谷 晴美	宮川 誠子	上田 廣
議案第36号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第50号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第54号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第55号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第56号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第57号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第68号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
議案第69号		○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	

※ 「議」は議長 「○」は賛成 「×」は反対

【表決が分かれた議案名】

- 議案第36号 東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第50号 令和3年度東広島市一般会計予算
- 議案第54号 令和3年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第55号 令和3年度東広島市国民健康保険特別会計予算
- 議案第56号 令和3年度東広島市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第57号 令和3年度東広島市介護保険特別会計予算
- 議案第68号 令和3年度東広島市水道事業会計予算
- 議案第69号 令和3年度東広島市下水道事業会計予算



議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。表示された後、画面を下にスクロールしてください。

〈議案第50号〉

令和3年度一般会計予算・補正予算(第1号)を可決

〈議案第76号〉

第五次東広島市総合計画の将来都市像「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市」の実現に向け、環境に配慮した社会システムの構築など、*SDGsの理念に沿った取組みを重点項目とするとともに、*DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応が盛

り込まれた一般会計予算889億2,000万円(前年度比2.2%減)を可決しました。
また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響拡大への対策、参議院議員再選挙の実施に要する経費として、5億500万円を増額し、補正後の総額を894億2,500万円とする令和3年度補正予算案(第1号)を可決しました。

令和3年度一般会計予算

総額889.2億円

「第五次東広島市総合計画」のまちづくり大綱の5つの柱のうち、重点施策

- ① 仕事づくり
 - 産業イノベーションの創出 0.7億円
 - 中小企業等の活力強化 10.8億円
 - 農山漁村の魅力づくりと農林水産業の活性化 16.4億円
- ② 暮らしづくり
 - 安全で円滑な生活交通の充実 36.9億円
 - 快適な生活環境の形成 13.4億円
 - 市民協働のまちづくりによる地域力の向上 6.5億円
- ③ 人づくり
 - 乳幼児期における教育・保育の充実 0.1億円
 - 高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践 42.6億円
 - 市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり 16.6億円
- ④ 活力づくり
 - 学術研究機能の発揮による都市活力の創出 0.6億円
 - 環境に配慮した社会システムの構築 0.5億円
 - 未来を感じるプロジェクト挑戦都市 1.7億円
- ⑤ 安心づくり
 - 災害に強い地域づくりの推進 14.3億円
 - 誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現 14.3億円
 - 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 23.0億円

一般会計予算全体から関連予算を抽出

- 新型コロナウイルス感染症対策関連分 18.3億円
- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興関連分 33.6億円

令和3年度一般会計補正予算(第1号)

総額5.05億円

- 飲食店キャッシュレス決済30%還元キャンペーンなど 3.6億円
- 参議院議員再選挙の実施 0.9億円
など

委員会での主な質疑

Q SDGsやDXの推進、第五次東広島市総合計画における地域別計画の具体化など新たな取り組みが数多く盛り込まれているが、十分な組織体制がとれているのか。

A 外部からの知見を積極的に導入しながら、スピード感をもって意思決定をしていく。また、これまでのキャリアを意識した職員配置、DXの推進などによって力強い組織づくりに向けた適正な人員配置を進めていく。

本会議での討論

反対 ワクチン接種と並行して行うべきである大規模PCR検査費用が措置されていないため、反対する。

賛成 SDGsとDXの推進を掲げ、また、新型コロナウイルス感染症対策や平成30年7月豪雨災害への対応も強化する積極的な予算編成となっている。施策推進体制強化の組織再編による事業の執行に期待し、賛成する。

〈議案第22号〉
**西高屋駅南北自由通路・情報ラウンジ等の
 工事委託契約を締結します。**

○工事委託契約の内容

西高屋駅南北自由通路及び関連
 都市施設の工事

○契約金額

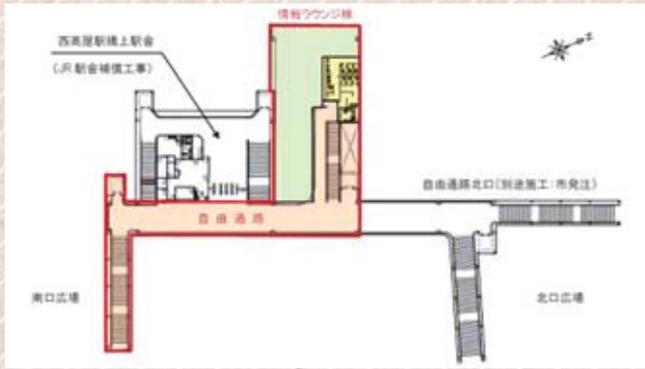
13億2,029万5千円

○契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

○工事の期間

議決のあった日の翌日から令和
 7年3月31日まで



委託工事概略図（平面図）

※概略図の赤で囲まれた部分が委託工事部分

委員会での主な質疑

Q 交通結節点としての役割や動
 線も含めてどのようなコンセプ
 トでまちづくりをしていくのか。

A 都市計画マスタープランの作
 成を進める中で、地域住民との
 ワークショップなどを通じてま
 ちづくりの将来像を考えていき
 たい。



西高屋駅イメージ図

〈委員会提出議案第1号〉
**東広島市議会基本条例を
 改正しました**

○条例改正の経緯

議会の改革及び活性化のため、
 平成25年に議会の基本理念及び
 基本的事項を定めた議会基本条
 例を制定しました。その検証を
 令和元年6月から令和2年11月
 にかけて行った結果、更なる取
 組みとして、災害や感染症の発
 生時における議会としての対応
 を定めることとしました。

○条例改正の内容

- ・ 次の内容を追加しました。
- ・ 議会は、災害により市内に被害
 が発生し、又はそのおそれがあ
 るときは、市民生活の安定及び
 維持が図られるようにするため、
 迅速かつ的確な対応をとるよう
 努めなければならないこと
- ・ 災害対応の計画を定めること

○議会災害時行動計画の概要

- ・ 計画の目的

議会の機能維持を図るとも

に、市の執行部と連携し、相互
 の情報共有を行い、もって市民
 の安全確保、被災者の支援及び
 災害の復旧に寄与することを目
 的とする。

○災害時の対応

・ 災害発生直後
 議場等での市民の安全確保と
 避難誘導を行うとともに、各自
 連絡体制を確保する。

○応急活動期

連絡会議を設置し、情報収集
 及び情報提供に努める。

議員は、地域の一員として、
 被災地の救援・復旧活動に協力
 する。

○復旧活動期

復旧に必要な議案を速やかに
 審議し、市に対して提言等を行う。

○施行期日

令和3年4月1日

〈議案第23号〉
押印・署名を求めていた手続の見直しを行います

議案の内容

1 条例改正の内容

これまで、押印又は署名を求めていた手続について、それを不要とするため条例を整備しました。

・「職員のサービスの宣誓に関する条例」を一部改正し、新たに職員となった者が作成すべき宣誓書への押印を不要とします。

・「東広島市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」を一部改正し、新たに公平委員会委員となった者が作成すべき宣誓書への押印を不要とします。

・「東広島市公共下水道条例」を一部改正し、排水設備を設置する義務を負う者に関する①義務者の異動の届出の新旧の義務者と②代理人の選定の届出の義務者・代理人、それぞれの連署を不要とします。

2 施行期日

令和3年3月2日

委員会での主な質疑

Q これらの条例以外の業務も押印を廃止するのか。

A 条例以外の規則等で定めた業務も原則廃止する。

Q 押印を廃止しない手続はあるのか。

A 登記印や登録印を押印することによって、その文書の真正性を担保する必要があるものについては廃止しない方向である。

〈議案第24号〉
情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定

議案の内容

1 条例制定の概要

申請、届出等に係る市民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として、市の条例等の規定に基づく手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めるものです。

2 条例の内容

法令の定めによらず、条例によって手法が定められている手続について、電子的に届け出や書類の提出、通知などができるようにするため条例を整備しました。

3 施行期日

令和3年4月1日

委員会での主な質疑

Q 条例制定により、オンラインでの各種手続が可能になるのか。

A 窓口への来庁が必要のないケースにおいては、例えばインターネットを通じての届出などの手法が可能となるよう、環境を整えたいと考えている。



東広島市重度心身障害者医療費支給条例を一部改正しました

〈議案第31号〉

議案の内容

1 条例改正の内容

- ・ 医療費支給対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けており、かつ、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている方を追加します。
- ・ 医療費が支給される費用については、入院に係る費用を支給の対象外とし、医療に関する給付の額が当該医療に要する費用の額に満たないときに支給します。

2 施行期日

令和3年4月1日

委員会での主な質疑

Q 今のタイミングで条例改正を行う経緯を伺う。

A 重度心身障害者医療は、市が県の補助を受けて実施する事業であり、県から市町に対し、令和3年1月から実施するよう依頼があったが、各市町の対応が困難であったため、同年4月からの実施に方針が変更された。

本会議での討論

賛成 障害を個人的な問題と捉えるものから、社会全体で協働して、責任を持って障害の対応に当たるといふ障害者基本法の趣旨に沿うものであるため、賛成する。

東広島市乳幼児等医療費支給条例を一部改正しました

〈議案第35号〉

議案の内容

1 条例改正の内容

乳幼児等の通院等に係る医療費の負担を軽減するため、乳幼児等医療費の支給対象の範囲を現行の『小学校第3学年の修了まで』から、『小学校第6学年の修了まで』に拡大します。

2 施行期日

令和3年8月1日

委員会での主な質疑

Q 今後、支給対象の範囲を高校3年生までに拡大する予定はないのか。

A 安心して子育てができる環境づくりとして、これまで東広島版[※]ネウボラの構築や、待機児童の解消などの施策を優先的に進

めてきたところであり、財源の問題もあることから、まずは小学校6年生までを支給対象とし、状況の評価をした上で、改めて検討する。

Q 施行期日が8月1日の理由は何か。

A 4月からのシステム改修や受給資格申請の勧奨通知、受給者証の発送を含めた準備に、最短で4か月を要するためである。

Q 保護者の子育て意識が医療に関し、行政依存となる恐れはないか。

A 保護者の子育て力の向上について、様々な施策を通じて支援していきたいと考えている。

※ネウボラ

フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。